

質 疑 ・ 回 答 書

令和3年1月26日

発注番号	02GDI-17	件 名	さだポンプ場運転・維持管理業務委託
No.	質 疑 事 項		回 答
1	<p>仕様書ページ7～8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備（エンジン）年次点検 ・電気設備年次点検 <p>については、各設置メーカー様に点検を委託されていたのでしょうか。</p> <p>もしくは、職員様が年次点検を行っていただいたのでしょうか。</p>		<p>市職員が年次点検を行っております。</p>
2	<p>仕様書ページ7 1. (2) ①</p> <p>大雨警報が発令された、淀川水位上昇時、湛水ポンプ運転時に駐在することとありますが、H29～R元年度の平均の駐在回数は仕様書記載の年13回程度との解釈で宜しいのでしょうか。</p>		<p>よろしいです。</p>
3	<p>仕様書ページ4 15. (6) (7) (8)</p> <p>過去の廃棄物の処分量をご教授願います。</p>		<p>令和元年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> (6) 草刈り等 約15m³ (7) コンテナ 約10m³ (8) 本仕様書の業務量より想定してください。
4	<p>仕様書(仕-2)10</p> <p>(1) 大雨警報は、浸水害と土砂災害とがありますが、浸水害のみですか。それとも両方を指すのですか。</p> <p>(3) 地震の震度5弱地区は、枚方市でいいのですか。</p>		<p>(1) 浸水害、土砂災害両方ともです。</p> <p>(3) よろしいです。</p>
5	<p>仕様書(仕-3)12</p> <p>(2) 車両には受注者名を表示とありますが、指定された様式があるのですか。</p>		<p>指定様式はありません。</p> <p>なお、表示については協議により決定とします。</p>
6	<p>仕様書(仕-3)15</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守に必要な消耗部品又は材料とは何ですか。 ・除塵機から発生しコンテナ積載した一般廃棄物の発生量はどれくらいですか。 ・設備機器に付属されているもの以外に、点検に必要な計測機器等の機材は何が必要となりますか。 ・本委託作業に伴い発生する廃棄物（オイル等）はどれくらいですか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び電気設備の一般的な保守に必要な物（パーツクリーナー、ウエス等） ・No.3(7)参照 ・テスター（絶縁測定器、接地抵抗器）や圧力テストキット等が必要です。 ・No.3(8)参照。なお、オイルについては点検表一覧（オイル交換表）より想定してください。
7	<p>仕様書(仕-4)17</p> <p>「排出事業主が本市でなければならない産業廃棄物」とは、オイル交換で生じた廃油等と理解してよろしいですか。</p>		<p>オイル交換で生じた廃油は「排出事業主が本市でなければならない産業廃棄物」と理解してよろしいです。</p>

8	仕様書(仕-5)20(4) 「設備の運転や操作又は使用上の障害となるものを点検し」とありますが、どの様なものを想定してるのですか。	強風等により飛来した樹木の枝やゴミ等を想定しています。
9	仕様書(仕-5)21 「機器台帳の整理保管」とありますが、台帳への記入作業はありますか。	日報等への記入は必要ですが、機器台帳への記入は不要です。
10	仕様書(仕-5)24 業務受注が決定した場合、貴市からの引継ぎ及びご指導はありますか。また、ある場合、どの程度の期間、時期はどれくらいですか。	本市からの引継ぎ及び指導はあります。期間については一週間程度、時期については3月中と考えています。
11	仕様書(仕-6)26 ポンプのオーバーホールについて、5ヶ月間の雨水ポンプ停止期間がありますが、具体的な時期については、決まっていますか。その際、排水ステップについては、仕様書のとおりステップで良いのですか。変更や排水制限等が発生するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプのオーバーホール時期については概ね決まっています。 ・排水ステップについては仕様書のとおりです。 ・変更や排水制限等はありません。
12	仕様書(仕-7)【業務詳細内容】 ※ 雨水ポンプ場の運転業務詳細内容 (1) 日常運転確認 エンジン及びポンプ関連機器の動作確認を【週1回】実施とありますが、現在職員様の実施体制をご教示ください。	4名又は5名で実施しています。
13	仕様書(仕-7) ※ 日常維持管理詳細内容 (1) 雨水ポンプ場の機械設備 職員様で行われている作業と外注作業をご教示ください。 また、外注金額をご教示ください。	⑧場内草刈り以外は市職員にて行っております。 なお、場内草刈り(剪定含まず)は、令和2年度実績で1回あたり172,000円(税込み)です。
14	仕様書(仕-8) (2) 雨水ポンプ場の電気設備 職員様で行われている作業と外注作業をご教示ください。 また、外注金額をご教示ください。	全て市職員にて行っております。
15	仕様書(仕-7)【業務詳細内容】2(1)② オイル交換表は主となる機器のオイルの種類・量を記載とありますが、その他機器についてのオイル・グリスの種類・量の一覧表はございますか。	一覧表はありません。
16	仕様書(仕-7)2(1)⑧ 場内草刈り及び剪定について、委託してもいいでしょうか。また、処分量はどれくらいになりますか。	仕様書(仕-6)25参照。 処分量については、No.3(6)参照。
17	仕様書(仕-8)2(1)⑩ 塗装作業は、タッチアップ程度と考えていいですか。	タッチアップ程度ではなく、保守点検により老朽化がみられた箇所のケレン塗装となります。

18	仕様書(仕-8)2(1)⑩ 沈砂池砂あげについて、具体的な仕様について(バキュームを使用した浚渫に近いのか、発生量はどれくらいなのか)また、バキュームを使用時は委託してもいいのですか。	沈砂池の砂あげについては、沈砂掻揚機で行うものです。 発生量については、過去5年平均で約35 m ³ /年です。
19	仕様書(仕-8)2(2)④ 発電機実負荷テスト点検作業時は排水ポンプの運転も伴いますか。	伴います。
20	仕様書-13(1)”業務遂行上、必要な付帯設備及び貸与品、備品等”とあります。貸与品・備品リストのご教授をお願いします。	貸与品については、ポンプ室内にある簡易的な工具類(スパナ、ハンマー等)となります。 備品については、操作室内にある机等となります。
21	仕様書-15(7)除塵機から発生した廃棄物について、処分費は本業務に含まれますか。また、過年度実績をご教授願います。	処分費は含みません。 過年度実績は、No.3(7)参照。
22	仕様書-15(6)(7) 運搬処理は市内指定業者を使う必要がありますか。	特に指定はありません。
23	仕様書(業務詳細内容)2.(1)⑩沈砂池砂上げについて、既設沈砂掻上機による作業と考えてよろしいですか。	よろしいです。
24	仕様書(業務詳細内容)2.(4)①機器等修繕業務の交換部品について、支給材料以外については、同②に規定する小修繕費による購入という認識でよろしいですか。	よろしいです。
25	点検表等一覧2.(1)④天井クレーン年次定期自主検査表に記載されている、つり上げ試験について、定格荷重の荷をつりとありますが、試験用ウエイトはポンプ場にありますか。	ありません。

枚方市 総務部 契約課

TEL: 072-841-1345、FAX: 072-841-2015

E-mail 送付先: keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)